

上野原市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上野原市地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、上野原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
 - (2) 協議会の資料作成に関する事項
 - (3) 協議会の庶務に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項
- (職員等)

第3条 事務局の事務局長、事務局次長及び事務局員は、次の者をもって充てる。

- (1) 事務局長 上野原市市民部長
- (2) 事務局次長 上野原市市民部生活環境課長
- (3) 事務局員 上野原市市民部生活環境課の職員

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、上野原市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、上野原市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月21日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
上野原市 地域公共交通 活性化協議会 会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 上野原市 地域公共交通 活性化協議会 会長之印 </div>	てん書	方24	会長名を もって発 する文書	1個	事務局長